

### 3 受 檢 資 格

受検に必要な実務経験年数は次表のとおりです。また、下位等級合格後に上位等級を受検する場合は、実務経験年数が短縮されるメリットがあります。この短縮された実務経験年数を満たして上位等級を受検する方は、必ず下位等級の合格証書の写しを添付してください。

(単位：年)

受 檢 対 象 者 <small>(②から⑩は検定職種に関する設置学科や訓練科に限ります)</small>	特級 1 級 合格後	1 級			2 級		3 級	單一 等級	
		直 接	2 級 合格後	3 級 合格後	直 接	3 級 合格後			
① 検定職種に関する実務経験のみ	5	7	2	0	2	0	0 ※1	3	
② 専門高校卒業後 専修学校（大学入学資格付与課程に限ります）卒業後		6			0		0	1	
③ 短大・高専・高校専攻科卒業後 専門職大学前期課程修了後 専修学校（大学編入資格付与課程に限ります）卒業後		5			0		0	0	
④ 大学卒業後（専門職大学前期課程修了者を除く） 専修学校（大学院入学資格付与課程に限ります）卒業後		4			0		0	0	
⑤ 専修学校（大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程以外の専修学校）卒業後 各種学校卒業後 【いざれも厚生労働大臣指定のものに限ります。】		6	4		0	0	0 ※2	1	
		5			0		0 ※2	1	
		4			0		0 ※2	0	
⑥ 短期課程の普通職業訓練修了後		6			0		0 ※3	1	
⑦ 普通課程の普通職業訓練修了後		5	2	0	0	0	0	1	
		4			0		0	0	
⑧ 専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了後		3	1	2	0	0	0	0	
⑨ 応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了後					1		0	0	
⑩ 指導員養成課程の指導員養成訓練修了後					1		0	0	
⑪ 職業訓練指導員免許取得後 (検定職種に関する免許職種に限ります)					※4		—	—	
⑫ 高度養成課程の指導員養成訓練修了後 ※5					1	—	—	0	
					0		0	0	

#### (注 意)

- 高校の普通科や大学の経済学科など検定職種に関連のない設置学科を卒業している方は、①の実務経験年数が必要になります。
- 実務経験年数は、受付期間の最終日（4月18日）で算定します。
- 下位等級の合格後の実務経験年数は、合格証書の交付年月日が起算日となります。
- ②～⑤の場合の検定職種に関する設置学科及び⑪の検定職種に関する免許職種については、13ページの別表1を参照ください。
- ⑥～⑩の場合の検定職種に関する訓練科は、修了した訓練施設や当協会にご確認ください。
- ※1について、技能検定職種に関して実務の経験を有する方に、受検資格が認められます。
- ※2について、当該学校が厚生労働大臣の指定を受けているか否かは問いません。
- ※3について、総訓練時間が700時間未満のものを含みます。
- ※4について、短期養成課程の指導員訓練のうち、実務経験者訓練技法習得コースの修了者については、訓練修了後に行われる能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める審査）に合格しているものに限ります。
- ※5について、職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格が認められます。
- 3級の受検資格については、上表に記載した以外に、検定職種に関する学科に在学する方及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている方も受検できます。また、工業高等学校に在学する方等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定された方も受検できます。（詳しくは当協会にご相談ください）
- 必要に応じて、受検資格について所属事業所等への電話照会や、追加審査を行うために証明書の写しの提出を追加で求める場合があります。予め御了承ください。

## 4 免除資格

実技試験又は学科試験の免除を受けるには、下表の免除資格が必要です。申請書提出の際は、証明書類として必ず免除資格を証明する書面（合格証書、免許証、技能証等）の写しを添付してください。

免除要件	免除の対象者	免除に該当する検定職種	等級	免除の対象となる試験	備考
指導員	職業訓練指導員試験に合格した方又は職業訓練指導員免許を受けた方	相当する検定職種	1級・2級・3級・単一等級	学科試験	技能検定職種と指導員免許職種との対応関係は、13ページの別表1を参照してください。
技能検定合格	1級技能検定合格者	同一の検定職種	1級・2級・3級	学科試験	(例) 1級普通旋盤作業技能検定合格の場合：1級フライス盤作業を受検する際には、学科試験が免除されます。
	2級技能検定合格者		2級・3級		
	3級技能検定合格者		3級		
	単一等級技能検定合格者		単一等級		
実技試験合格	特級実技試験合格者	同一の検定職種	特級	実技試験	免除を受けることができる期間は、合格日から5年間
	1級実技試験合格者		1級・2級・3級		合格した実技試験と同一の「試験科目」を選択して受検する場合に限ります。
	2級実技試験合格者		2級・3級		
	3級実技試験合格者		3級		
	単一等級実技試験合格者		単一等級		
学科試験合格	特級学科試験合格者	同一の検定職種	特級	学科試験	免除を受けることができる期間は、合格日から5年間
	1級学科試験合格者		1級・2級・3級		合格した学科試験と同一の「試験科目」を選択して受検する場合に限ります。 なお、特例がありますので、14ページの別表2を参照してください。
	2級学科試験合格者		2級・3級		
	3級学科試験合格者		3級		
	単一等級学科試験合格者		単一等級		
建築士	建築士法による1級・2級建築士試験に合格した方又は1級・2級建築士の免許を受けた方	建築大工 ブロック建築	1級・2級	学科試験	
		枠組壁建築	単一等級		
	建築士法による木造建築士試験に合格した方又は木造建築士の免許を受けた方	建築大工	1級・2級		
		枠組壁建築	単一等級		
技能照査	応用課程又は特定応用課程の技能照査に合格後、5年以上の実務経験を有した方	相当する検定職種	特級・1級・2級・3級・単一等級	学科試験	判定は技能照査合格証書で行い、公共施設以外で行われたものは、証書に知事の証明がされているものに限りります。
	応用課程又は特定応用課程の技能照査に合格後、2年以上の実務経験を有した方	相当する検定職種	1級・2級・3級・単一等級		
	専門課程又は特定専門課程の技能照査に合格後、4年以上の実務経験を有した方	相当する検定職種	1級・2級・3級・単一等級		
	専門課程又は特定専門課程の技能照査に合格後、1年以上の実務経験を有した方	相当する検定職種	2級・3級・単一等級		
	普通課程の技能照査に合格後、2年(2800Hなら1年)以上の実務経験を有した方	相当する検定職種	2級・3級・単一等級		
	技能照査合格者（応用課程又は特定応用課程）	相当する検定職種	2級・3級・単一等級		
	技能照査合格者（専門課程又は特定専門課程・普通課程）	相当する検定職種	2級・3級		
技能士コース	1級技能士コースの修了試験に合格し、当該訓練を修了した方	相当する検定職種	1級・2級・3級	学科試験	判定は各級の技能士コース修了証書で行い、公共施設以外で行われたものは、証書に知事の証明がされているものに限りります。
	2級技能士コースの修了試験に合格し、当該訓練を修了した方		2級・3級		
	単一等級技能士コースの修了試験に合格し、当該訓練を修了した方		単一等級		
技能証	技能五輪全国大会において技能証の交付を受けた方	相当する検定職種	1級	実技試験	全国大会主催者からの通知に基づく成績優秀者に限ります。
	技能五輪県予選会において技能証の交付を受けた方	相当する検定職種	2級・3級	実技試験	
	全国身体障害者技能競技大会の実技部門において技能証の交付を受けた方	相当する検定職種	2級・3級	実技試験	
	全国身体障害者技能競技大会の学科部門において技能証の交付を受けた方		2級・3級	学科試験	
和裁	東京商工会議所が行う1級和裁職種技能検定合格者	和裁	1級・2級	実技試験	
	東京商工会議所が行う2級和裁職種技能検定合格者		2級		

不明な点がありましたら当協会へお問い合わせください。

別表1

受検する検定職種名	実務経験年数が短縮される関連する設置学科名（注1） (高校・短大・大学・専修学校など)	学科試験が免除される 指導員免許職種名（注2）
園芸装飾	園芸科／フラワーデザイン科／ガーデニング科	園芸科
造園	造園科	造園科／森林環境保全科
鋳造	や金科／金属工学科／機械科	鋳造科
金属熱処理	や金科／金属工学科／機械科	熱処理科
機械加工	機械科	機械科
非接触除去加工	機械科	機械科
金属プレス加工	機械科	塑性加工科
鉄工	金属工学科／機械科／造船科／建築科／土木科	塑性加工科／構造物鉄工科／鉄道車両科／造船科
建築板金	機械科／建築科	塑性加工科／建築板金科
めつき	金属工学科／工業化学科／化学工学科	金属表面処理科
仕上げ	機械科	機械科
切削工具研削	機械科／木材加工科	機械科／製材機械科
ダイカスト	や金科／金属工学科／機械科	鋳造科
電子機器組立て	電子科／電気科	電子科
電気機器組立て	電子科／電気科	電気科／メカトロニクス科
シーケンス制御	電子科／電気科	電気科／メカトロニクス科
産業車両整備	機械科	該当するものはありません
建設機械整備	機械科	建設機械科
婦人子供服製造	被服科／服装科／洋裁科	洋裁科
家具製作	工芸科	木工科
建具製作	建築科／工芸科	木工科
印刷刷	印刷科	製版・印刷科
プラスチック成形	機械科／電気科／工業化学科	プラスチック製品科
石材施工	建築科／土木科	石材科
とび	建築科	とび科
左官	建築科	左官・タイル科
ブロック建築	建築科	ブロック建築科
タイル張り	建築科	左官・タイル科
畳製作	該当するものはありません	畳科
防水施工	建築科	防水科
内装仕上げ施工	建築科	床仕上げ科／インテリア科
熱絶縁施工	設備科／造船科／工業化学科／化学工学科／建築科	熱絶縁科
サッシ施工	建築科	建築科／サッシ・ガラス施工科
表装	工芸科	インテリア科／表具科
塗装	建築科／工芸科／塗装科	塗装科
商品装飾展示	デザイン科／工芸科／美術科／造形科	該当するものはありません
フラワー装飾	園芸科／フラワーデザイン科／フラワービジネス科	フラワー装飾科
枠組壁建築	建築科	建築科／枠組壁建築科
路面標示施工	塗装科	該当するものはありません
産業洗浄	機械科／工業化学科／土木科／金属工学科	該当するものはありません
機械検査	機械科	機械科
建築大工	建築科／大工科	建築科／枠組壁建築科
化学生析	工業化学科／化学工学科／農芸化学科	化学分析科／公害検査科

(注1) 検定職種に関する設置学科は、この表に記載のほかこれに準ずる設置学科も対象になりますので、当協会にご相談ください。  
(注2) 学科試験が免除される指導員免許職種は、この表に記載のほか旧免許職種も対象になりますので、当協会にご相談ください。

## 別表2

### ○免除資格の特例

2以上の作業を有する検定職種にあっては、2以上の作業に共通する学科試験を実施しているものがあります。この場合、いずれか1つの作業の学科試験に合格すれば、他の共通試験問題の作業はすべて学科試験が免除になります。

下表において、「学科試験共通作業」の同じ枠内にあるものは学科試験問題が共通です。

検定職種	学科試験共通作業	備考
機械加工	普通旋盤作業/数値制御旋盤作業(※)/立旋盤作業	(※)は下欄 【特記事項】 参照
	フライス盤作業/数値制御フライス盤作業(※)	
	ボール盤作業/数値制御ボール盤作業(※)	
	横中ぐり盤作業/ジグ中ぐり盤作業	
	平面研削盤作業/数値制御平面研削盤作業/円筒研削盤作業 数値制御円筒研削盤作業/心無し研削盤作業	
	ホブ盤作業/数値制御ホブ盤作業/歯車形削り盤作業/ かさ歯車歯切り盤作業	
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業/コールドチャンバダイカスト作業	
婦人子供服製造	婦人子供既製服パターンメーキング作業/婦人子供既製服縫製作業	
紳士服製造	紳士既製服型紙製作作業/紳士既製服縫製作業	
布はく縫製	ワイシャツ製造作業/衛生白衣製造作業	
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業/印刷箱製箱作業	
強化プラスチック成形	エポキシ樹脂積層防食作業/ビニルエステル樹脂積層防食作業	
鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業/鉄筋組立て作業	
テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーション手書き作業/ テクニカルイラストレーションCAD作業	
機械・プラント製図	機械製図手書き作業/機械製図CAD作業	

### 【特記事項】

平成19年度以前に、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、数値制御ボール盤作業、マシニングセンタ作業のいずれかの学科試験に合格した場合は、平成20年度以降の受検申請において、当該4作業のすべての学科試験が免除の対象となります。

## 5 個人情報の保護

- ① 受検申請に当たって記載いただいた個人情報は、受検票の送付や合格発表等、技能検定の円滑な実施以外の目的には利用いたしません。
- ② 受検申請者ご本人から予め希望しない旨の申し出があった場合を除き、地方公共団体が実施する事業や関係業種団体等が実施する講習会の案内など、職業能力開発を推進するため、当該地方公共団体及び関係業種団体等に個人情報を提出する場合があります。

## 6 技能士章

技能検定の合格者が技能士としての誇りを持ち、同時に技能士を正しく評価し尊重する社会風潮を築くため、厚生労働大臣が技能検定の合格者に対して技能士章を交付することとしています。技能士章は、特級・1級及び単一等級は金色、2級は銀色、3級は銅色となっており、山形県産業労働部雇用・産業人材育成課が交付します。(合格証書交付日に合格証書と併せて交付されるので、合格通知書裏面の指示に従ってください)

## 7 お問い合わせ先

技能検定について不明な点は、当協会又は山形県産業労働部雇用・産業人材育成課にお問い合わせください。

### ○山形県職業能力開発協会

〒990-2473 山形市松栄二丁目2-1 TEL: 023 (644) 8562

### ○山形県産業労働部雇用・産業人材育成課

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 TEL: 023 (630) 2388